


特別管理産業廃棄物処理計画書

令和06年 6月 28日

福島県知事 殿



提出者

住所 福島県会津若松市扇町一丁目1番地の

氏名 三菱マテリアル株式会社 若松製作所
製作所長 工藤英弥

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0242-22-7111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三菱マテリアル株式会社 若松製作所
事業場の所在地	福島県会津若松市扇町一丁目1番地の2
計画期間	令和06年4月1日から令和07年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	中分類 非鉄金属製造業 小分類 非鉄金属・銅合金圧延業																				
②事業の規模	昨年度の製品出荷金額 70,684,819千円(若松製作所)																				
③従業員数	497人 (令和6年3月末 現在)																				
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">発生場所</th> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 25%;">中間処理</th> <th style="width: 40%;">最終処分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>めっき設備</td> <td>廃酸 強アルカリ</td> <td rowspan="2" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">中和処理 混合処理 脱水処理 焼却処理</td> <td rowspan="4" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">再資源化 (マテリアルサイクル) 管理型埋立</td> </tr> <tr> <td>洗浄設備</td> <td>強酸(有害) 強酸</td> </tr> <tr> <td>集じん装置</td> <td>ばいじん(有害)</td> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">還元焙焼・焼却</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>感染性廃棄物</td> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">焼却処理 (サーマルサイクル)</td> </tr> <tr> <td>脱脂設備</td> <td>引火性廃油</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	発生場所	種類	中間処理	最終処分	めっき設備	廃酸 強アルカリ	中和処理 混合処理 脱水処理 焼却処理	再資源化 (マテリアルサイクル) 管理型埋立	洗浄設備	強酸(有害) 強酸	集じん装置	ばいじん(有害)	還元焙焼・焼却	診療所	感染性廃棄物	焼却処理 (サーマルサイクル)	脱脂設備	引火性廃油		
発生場所	種類	中間処理	最終処分																		
めっき設備	廃酸 強アルカリ	中和処理 混合処理 脱水処理 焼却処理	再資源化 (マテリアルサイクル) 管理型埋立																		
洗浄設備	強酸(有害) 強酸																				
集じん装置	ばいじん(有害)	還元焙焼・焼却																			
診療所	感染性廃棄物	焼却処理 (サーマルサイクル)																			
脱脂設備	引火性廃油																				

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)	廃棄物管理推進者	本社(東京)が中心的に全社の廃棄物管理を統括	本社の管理部門長
	廃棄物管理責任者	廃棄物管理推進者の指示に基づき、工場(若松製作所)での廃棄物管理を指揮	若松製作所長
	廃棄物管理主任者	廃棄物管理責任者の指示の下で実務担当者への指示・日常管理	安全環境課長
	廃棄物実務担当者	廃棄物管理主任者の指示の下で日常管理等を実施	廃棄物担当者

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (R05 年度)実績】 -		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排出量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(これまでに実施した取組) 別紙の通り		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排出量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(今後実施する予定の取組) 別紙の通り		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙の通り
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙の通り

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ R05 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t
	(これまでに実施した取組)	
		自ら特別管理産業廃棄物の再生利用を行っていない。
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t
	(今後実施する予定の取組)	
		自ら特別管理産業廃棄物の再生利用を行わない。

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ R05 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t
		(これまでに実施した取組)
		自ら特別管理産業廃棄物の中間処理を行っていない。
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t
		(今後実施する予定の取組)
		自ら特別管理産業廃棄物の中間処理を行わない。

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ R05 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 自ら特別管理産業廃棄物の埋立処分を行っていない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 自ら特別管理産業廃棄物の埋立処分を行わない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ R05 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	全処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	再生利用業者への処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(これまでに実施した取組) 別紙の通り		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	全処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙の通り		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度 (R05 年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	157.13	t
	(今後実施する予定の取組)		
	特になし。 (電子マニフェストに完全に切り替え済み。)		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度 (R05 年度)実績】										
特別管理産業廃棄物の種類	p H 2. 0 以下の廃酸	p H 2. 0 以下の廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	p H 1 2. 5 以上の廃アルカリ	燃えやすい廃油	ばいじん (基準値を超える有害物質を含むもの)	感染性廃棄物	廃 P C B 等	P C B 汚染物	廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	
①現状	排出量 11.1334 t 一次受けピットを活用し、製作所内の処理 (硫酸処理設備での処理) を実施。	35.95 t めっき液等の延命化による廃液発生量の削減を継続。持ち出し量の削減。	87.81 t 液管理による液交換頻度を減らす (廃液発生量の削減) を継続。	1.6404 t 液管理による液交換頻度を減らす (廃液発生量の削減) を継続。	5.88 t 特になし	0.02 t 特になし	1.493 t 特になし	0.0414 t 特になし	13.16 t 特になし	
【目標】										
②計画	特別管理産業廃棄物の種類 排出量 10 t 上記を継続実施。	p H 2. 0 以下の廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの) 32 t 上記を継続実施。	p H 1 2. 5 以上の廃アルカリ 79 t 発生量が操業状況に連動する為、抑制の取組が困難。	燃えやすい廃油 1 t 上記を継続。	ばいじん (基準値を超える有害物質を含むもの) 5 t 発生量が操業状況に連動する為、抑制の取組が困難。	感染性廃棄物 0.02 t 特になし	廃 P C B 等 1 t 特になし	P C B 汚染物 0 t 特になし	廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの) 12 t 特になし	
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項										
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	水又は他の廃液の混入防止により、減量化を図る。	水又は他の廃液の混入防止による容量削減を図る。	特になし	水の混入防止 分別保管の徹底	感染性廃棄物以外の混入防止を徹底。	分別保管の徹底	分別保管の徹底	特になし	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	上記を継続実施。	上記を継続実施。	特になし	上記を継続実施。	上記を継続実施。	特になし	特になし	特になし	

